

宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし事業実施要領

平成 30 年 3 月 16 日

改正 平成 30 年 5 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇佐市に移住を希望する者に、一定期間市内で生活し移住体験や移住に向けての準備をする機会を提供し、宇佐市への移住促進を図るため、宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 宇佐市空き家情報提供事業の利用希望登録者のうち、宇佐市外に居住する者をいう。
- (2) おためし暮らし住宅 移住希望者が一時的に滞在できる住宅として宇佐市ふるさと回帰支援センターが貸し付ける住宅をいう。

(おためし暮らし住宅)

第 3 条 おためし暮らし住宅（以下「住宅」という。）は、宇佐市指定有形文化財である古荘家住宅とする。

(利用申請)

第 4 条 住宅を利用しようとする移住希望者は、あらかじめ住宅の利用について宇佐市ふるさと回帰支援センターに利用する期間等を連絡し、宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし住宅利用申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）をセンター長に提出しなければならない。

(利用承認)

第 5 条 センター長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、宇佐市ふるさと回帰支援センターおためし暮らし住宅利用承認書（様式第 2 号。以下「承認書」という。）を交付するものとする。

- 2 センター長は、前項の規定により承認書を交付したときは、当該承諾書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）との間に、一時利用目的による建物賃貸借契約書（様式第 3 号）により契約を締結するものとする。

(利用期間等)

第 6 条 住宅の利用期間は、利用単位を 1 日として最長 21 日間までとし、前条第 2 項の契約において定める期間とする。

(利用料金)

第 7 条 住宅の利用料金(光熱水費及び家具等の利用に係る料金相当額を含む。以下「利用料金」という。)は、1 日あたり 1,000 円とする。ただし、飲食費、日常生活に係る消耗品費、交通費及び寝具のクリーニング代は含まず、移住希望者の負担とする。

- 2 宇佐市ふるさと回帰支援センターと契約を締結した者（以下「利用者」という。）は利用予定日数分の利用料を事前に一括で支払うものとする。
- 3 既納の利用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 前項ただし書の規定により利用料を還付するときの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災地変その他利用者の責と認められない理由により、利用できなかった場合既に納付した利用料から利用済期間分の料金を差し引いた額
- (2) センター長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合 既に納付した利用料から利用済期間分の料金を差し引いた額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事由としてセンター長が特に認めた場合 その都度センター長が定める額

5 住宅に備付けの家具、電化製品等は、貸与するものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条の趣旨に沿って住宅を利用すること。
- (2) 留守や就寝時には必ず施錠するなど住宅を善良に管理すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、住宅内の附属設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 住宅及び住宅周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。
- (6) その他別に定められたこと。

(禁止行為)

第9条 利用者は、住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センター長の承諾を得ずに住宅の改修を行うこと。
- (2) 住宅の全部又は一部を第三者に転貸すること。
- (3) その他住宅の利用にふさわしくない行為

(契約の解除)

第10条 センター長は、利用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しないとき又は前条の規定に違反する行為があったと認めるときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により住宅及び住宅内の附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第12条 住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、住宅内又は住宅周辺で発生した事故については、市はその責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、住宅の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年5月16日から施行する。